

随意契約をすることができる場合に  
該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号により随意契約を することができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>特定の者でなければ供給する ことができないものを調達するとき</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>「農政部・林政部・県土整備部・都市建築部（建築を除く）における 資材単価等の取扱い要領」において、岐阜県の建設4部における建設工 事の積算の際、資材単価については、物価資料（Web建設物価、積算資料 電子版）を参照することとしており、当サービス（Web建設物価）の利 用は、建設工事の積算を行うために必要なものである。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>本委託業務契約の相手は「Web建設物価」を提供している（一財） 建設物価調査会のみである。</p>

